



平成27年12月7日

各 位

会 社 名 株式会社サンワカンパニー
代表者名 代表取締役社長 山根 太郎
(コード：3187、東証マザーズ)
問合せ先 取締役CSO 兼 CFO 武島 和義
(TEL. 06-6359-6721)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年12月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年12月25日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、現行定款第2条について事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条及び第36条の一部を変更するものであります。なお、定款第27条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) その他、現行定款の表現等の統一及び字句の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年12月25日
定款変更の効力発生日	平成27年12月25日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1、～5、</u> (条文省略)</p> <p><u>6、建築工事業</u></p> <p><u>7、とび・土工事業</u></p> <p><u>8、石工事業</u></p> <p><u>9、造園工事業</u></p> <p><u>10、不動産の売買及びその仲介業務</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>11、</u> (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p><u>1、～4、</u> (条文省略) (公告の方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p><u>②</u> (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>②</u> (条文省略) (基準日)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p><u>②</u> (条文省略) (招集者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p><u>②</u> (条文省略) (決議の方法)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p><u>②</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p><u>(1)～(5)</u> (現行どおり)</p> <p><u>(6) 建築工事、とび・土工事業、石工事業、造園工事業に関する請負、設計及び監理</u></p> <p><u>(7) 建設工事、地域開発、都市開発及び環境整備等のプロジェクトに関する調査、研究、測量、企画、評価、診断等のエンジニアリング及びマネジメント</u></p> <p><u>(8) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、保守、管理、鑑定及びその仲介業務</u></p> <p><u>(9) 土地の造成並びに住宅の建設</u></p> <p><u>(10) 保守警備及び清掃業務</u></p> <p><u>(11) 廃棄物の収集、運搬、処理及び再利用、環境汚染状況調査及び環境汚染物質の除去</u></p> <p><u>(12) 宿泊施設、保養所、スポーツ施設、遊戯施設、文化施設、貸ホール、飲食店及び駐車場の経営</u></p> <p><u>(13) 貨物利用運送事業、海上運送事業及び内航海運業</u></p> <p><u>(14) 工業所有権、著作権、ノウハウ、コンピュータを利用したソフトウェア等の取得、開発、実施許諾及び販売</u></p> <p><u>(15) 保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(16) 労働者派遣事業</u></p> <p><u>(17) 代金収納代行</u></p> <p><u>(18) コールセンター代行業務</u></p> <p><u>(19) 倉庫業</u></p> <p><u>(20) 酒類の販売</u></p> <p><u>(21) アパレル、アクセサリ、雑貨等の企画・販売</u></p> <p><u>(22) 皮革製品の出張又は店頭での磨き、修理</u></p> <p><u>(23)</u> (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p><u>(1)～(4)</u> (現行どおり) (公告の方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり) (基準日)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり) (招集者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり) (決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第16条 (条文省略) ② (条文省略) (取締役の選任の方法) 第18条 (条文省略) ② (条文省略) ③ (条文省略) (取締役の任期) 第19条 (条文省略) ② (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 (条文省略) ② (条文省略) ③ (条文省略) (社外取締役との責任限定契約) 第27条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役を選任の方法) 第29条 (条文省略) ② (条文省略) (監査役任期) 第30条 (条文省略) ② (条文省略) (監査役会の招集手続) 第32条 (条文省略) ② (条文省略) (社外監査役との責任限定契約) 第36条 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(会計監査人の任期) 第38条 (条文省略) ② (条文省略) (剰余金の配当および自己株式の取得) 第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。 ② (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第42条 (条文省略) ② (条文省略) (配当金の除斥期間) 第43条 (条文省略) ② (条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 (現行どおり) ② (現行どおり) (取締役の選任の方法) 第18条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (取締役の任期) 第19条 (現行どおり) ② (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (取締役との責任限定契約) 第27条 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役を選任の方法) 第29条 (現行どおり) ② (現行どおり) (監査役任期) 第30条 (現行どおり) ② (現行どおり) (監査役会の招集手続) 第32条 (現行どおり) ② (現行どおり) (監査役との責任限定契約) 第36条 当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(会計監査人の任期) 第38条 (現行どおり) ② (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第41条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第42条 (現行どおり) ② (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第43条 (現行どおり) ② (現行どおり)</p>